

## 上田市総合教育会議について

### 1 設置の経過

#### (1) 目的

市長と教育委員会が、円滑に意志疎通を図り、本市の教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して教育行政を推進していくため、上田市総合教育会議（以下「会議」という）を設置。

※根拠法令等 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（H27. 4. 1 一部改正施行）  
上田市総合教育会議設置要綱（H27. 5. 27 施行）

#### (2) 所掌事務

ア 上田市教育大綱の策定に関する協議

イ 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

ウ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがある  
と見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

エ これらに関する構成員（市長、教育委員会）の事務の調整

#### (3) 運営

- ・市長が会議を招集（教育委員会から会議の招集を求めることも可能）
- ・構成員は調整結果の尊重義務

### 2 会議の経過

#### (1) 平成 27 年度

- ・教育大綱の策定、第 2 期教育支援プランの策定  
教育大綱 平成 28 年度から平成 32 年度まで 5 年間  
（第 2 次上田市総合計画前期まちづくり計画の期間）  
第 2 期教育支援プラン 平成 28 年度から平成 32 年度まで 5 年間  
（第 2 次上田市総合計画前期まちづくり計画及び上田市教育大綱の期間）
- ・「今後の学校給食運営方針」の確認

#### (2) 平成 28 年度

- ①進捗状況の確認（教育委員会の政策課題、教育大綱の分野別施策、第 2 期教育支援プラン）
- ②組織改正の意見聴取

#### (3) 平成 29 年度

- ①進捗状況の確認（教育委員会の政策課題、教育大綱の分野別施策、第 2 期教育支援プラン）
- ②個別課題の議論（英語教科化への対応、市立美術館子どもアトリエ連携事業）

### 3 平成 30 年度の会議運営について

- (1) 第 1 回会議での委員意見から議題を抽出し、毎回 2 議題を選び議論
- (2) 教育大綱及び教育支援プランの進捗状況の確認